その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十二号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年十月三十一日　防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十五年十一月十四日から平成二十六年一月八日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十三号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年十月三十一日　防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十五年十一月十四日から平成二十六年一月八日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(キ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十四号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年十月三十一日　防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十五年十一月十四日から平成二十六年一月八日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を同点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒

(イ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒

(ウ)　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒

(エ)　北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒

(オ)　北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十五号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年十月三十一日　防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十五年十一月十四日から平成二十六年一月八日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒

(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒

(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

答弁書受領

十月二十九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木貴子提出北方四島への邦人の入域に係る閣議了解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出北方領土における日ロ共同経済活動に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問に対する答弁書

参議院

質問主意書提出

十月二十九日議員から次の質問主意書が提出された。

道州制に関する質問主意書（江口克彦提出）（第三七号）

答弁書受領

十月二十九日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員牧山ひろえ提出待機児童対策に関する質問に対する答弁書（第一二号）

参議院議員川田龍平提出高血圧症治療薬バルサルタン（商品名ディオバン）の臨床試験の不正疑惑の真相究明に関する質問に対する答弁書（第一三号）

参議院議員川田龍平提出高血圧症治療薬バルサルタン（商品名ディオバン）の薬事法上の広告規制に関する質問に対する答弁書（第一四号）

参議院議員川田龍平提出高血圧症治療薬バルサルタン（商品名ディオバン）の臨床試験における奨学寄附金に関する質問に対する答弁書（第一五号）

参議院議員有田芳生提出警察庁が開示した行政文書に関する質問に対する答弁書（第一六号）

参議院議員福島みずほ提出若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組に関する質問に対する答弁書（第一七号）

参議院議員浜田和幸提出子どもの連れ去り・引き離し問題に関する質問に対する答弁書（第一八号）

参議院議員山本太郎提出福島県鮫川村における農林業系副産物等処理実証事業及び仮設焼却施設の爆発事故等に関する質問に対する答弁書（第一九号）

参議院議員山本太郎提出がれきの広域処理に関連する復興資金の流用問題に関する質問に対する答弁書（第二〇号）

参議院議員山本太郎提出放射線被曝防護に関する質問に対する答弁書（第二一号）